

## 正社員雇用の拡大並びに高年齢者及び障害者の雇用確保に関する要請

日頃から、県内の雇用・労働行政の推進に際し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本県の雇用情勢につきましては、8月の有効求人倍率が1.25倍（季節調整値）と改善が進んでおりますものの、正社員に限った有効求人倍率は0.75倍（原数値）と1倍に満たない状況にあり、依然として、求職者が正社員を希望しても、それに応じた求人が少ない状況が続いています。

一方で、事業主の皆様にとっても、正社員を希望する求職者や非正規労働者のニーズに応え、その能力を十分に発揮できる安定的な雇用を推進することは、有為な人材の確保と事業活動の発展につながるものと考えているところでございます。

また、我が国は、少子高齢化が急速に進んでおり、働く意欲のある高年齢者や障害者など、全ての人の就労を促進し、社会を支える全員参加型社会の実現が求められるところであります。このため、茨城労働局と茨城県においては、ハローワークや就職支援センターにおける就職相談や職業紹介等を通じて、高年齢者に対しては、豊富な経験や知識等を有することを踏まえた多様な就業機会の提供に努めているところであり、また、障害者に対しては、障害者就職面接会の開催や法定雇用率未達成企業に対する個別訪問の実施等により、雇用の促進と就業機会の拡大に努めているところであります。

しかしながら、平成27年6月1日現在の高年齢者の雇用状況集計結果では、高年齢者雇用安定法に基づく雇用確保措置を導入している企業の割合は99.6%で、いまだに導入していない企業があり、また、障害者については、平成27年6月1日現在の県内民間企業における障害者実雇用率が1.83%と47都道府県のうち38位と低位にあります。

つきましては、貴会におかれましても、本県の正社員求人等並びに高年齢者及び障害者に係る雇用確保の状況等についてご理解を賜り、次に掲げる項目につきまして、会員団体、傘下企業等に対する特段のご指導、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 正社員雇用の拡大及び非正規雇用労働者の正社員転換に努めていただくこと。
- 2 高年齢者雇用安定法に基づく65歳までの雇用確保措置の導入・維持を徹底するとともに、企業の実情に応じて高年齢者の一層の雇用の拡大に努めていただくこと。
- 3 障害者の法定雇用率の達成と、障害者の雇用機会の一層の拡大を図るとともに、障害者の雇用の維持並びに職場定着に努めていただくこと。

平成28年10月27日

一般社団法人茨城県経営者協会  
会長 鬼澤 邦夫 殿

茨城労働局職業安定部長 大谷 真司

茨城県商工労働観光部長 鈴木 克典

